

社会教育施設・社会体育施設の条例改正の要点について

- 1 二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（議案第3号）
～ 二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例の一部を改正する条例（議案第6号）の共通事項について
 - ①精神保健福祉手帳所持者を減免対象に加えるにあたり、他の施設の減免規定と整合を図るため規則に位置づけを改める。
 - ・別紙各条例施行規則（案）のとおり（P.2～5）

- 2 二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例の一部を改正する条例（議案第6号）について
 - ①利用団体の定義付け 資料5（第3条）
 - ・団体登録人数：10人以上
 - ・団体構成員のうち10人以上が町民の場合は、町内団体。該当しない場合は町外団体。

 - ②使用料の見直し 資料5（各別表）
 - ・町外使用料の設定（町内使用料の2倍）
 - ※ただし、町と施設利用に関する協定を結んでいる自治体（小田原市、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、中井町）の住民の利用は、町内使用料と同額。
 - ・年間パスポートの廃止

改正後（規則）	改正前（条例）
<p>（使用料の減免）</p> <p>第 12 条 条例第 9 条の規定に基づく使用料の減免は次の各号に定めるときに限りこれを認めることができる。</p> <p>(1) 町が直接使用するとき。</p> <p>(2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する町内の学校及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する町内の児童福祉施設が本来の目的に使用するとき。</p> <p>(3) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条の規定に基づく事業所を町内に持ち、町内で社会福祉事業を営む者が、町民に公益性のある事業のために使用するとき。</p> <p>(4) 本町の町民で生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定により扶助を受けている者が使用するとき。</p> <p><u>(5) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者又はそれらの者が所属する団体が本来の目的で使用するとき。</u></p> <p><u>(6) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に規定する療育手帳の交付を受けている者及びその介護者又はそれらの者が所属する団体が本来の目的で使用するとき。</u></p> <p><u>(7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者又はそれらの者が所属する団体が本来の目的で使用するとき。</u></p> <p>（以下略）</p>	<p>（使用料の減免）</p> <p>第 9 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を減免することができる。</p> <p>(1) 町が直接使用するとき</p> <p>(2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する町内の学校及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する町内の児童福祉施設が本来の目的に使用するとき</p> <p>(3) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条の規定に基づく事業所を町内に持ち、町内で社会福祉事業を営む者が、町民に公益性のある事業のために使用するとき</p> <p>(4) 本町の住民で生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定により扶助を受けている者が使用するとき</p> <p><u>(5) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者又は都道府県知事等から療育手帳の交付を受けている者及びその介護者が使用するとき</u></p> <p>（以下略）</p>

改正後（規則）	改正前（条例）
<p>（料金の免除）</p> <p>第5条 条例第6条の規定により料金を免除することができる場合は、次の各号のとおりとする。ただし、営業又はこれに類する目的で使用する場合又は入場料等を徴収した場合は、この限りではない。</p> <p>（1） 町が直接使用するとき。</p> <p>（2） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する町内の学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する町内の児童福祉施設が本来の目的に使用するとき。ただし、イベント広場を使用しない場合には、自動車5台分までの料金を免除するものとする。</p> <p>（3） 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条の規定に基づく事業所を町内に持ち、町内で社会福祉事業を営む者が、町民に公益性のある事業のために使用するとき。ただし、イベント広場を使用しない場合には、自動車5台分までの料金を免除するものとする。</p> <p>（4） 本町の住民で生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により扶助を受けている者が使用するとき。</p> <p>（5） <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者が使用するとき。</u></p> <p>（6） <u>療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付を受けている者及びその介護者が使用するとき。</u></p> <p>（7） <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者が使用するとき。</u></p> <p>（以下略）</p>	<p>（料金の免除）</p> <p>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、料金を免除することができる。</p> <p>（1） 町が直接使用するとき</p> <p>（2） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する町内の学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する町内の児童福祉施設が本来の目的に使用するとき</p> <p>（3） 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条の規定に基づく事業所を町内に持ち、町内で社会福祉事業を営む者が、町民に公益性のある事業のために使用するとき</p> <p>（4） 本町の住民で生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により扶助を受けている者が使用するとき</p> <p>（5） <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者又は都道府県知事等から療育手帳の交付を受けている者及びその介護者が使用するとき</u></p> <p>（以下略）</p>

改正後（規則）	改正前（条例）
<p>（使用料の減免）</p> <p>第6条 条例第8条の規定に基づく使用料の免除をすることができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>（1） <u>町が直接使用するとき。</u></p> <p>（2） <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する町内の学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する町内の児童福祉施設が体育目的のために使用するとき。</u></p> <p>（3） <u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条の規定に基づく事業所を町内に持ち、町内で社会福祉事業を営む者が、町民に公益性のある事業のために使用するとき。</u></p> <p>（4） <u>前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。</u></p> <p>2 条例第8条の規定に基づく使用料の減額をすることができる場合は、次のとおりとし、使用料の2分の1の額を減額するものとする。</p> <p>（1） <u>本町の住民で生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により扶助を受けている者が使用するとき。</u></p> <p>（2） <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者又はそれらの者が所属する団体が本来の目的で使用するとき。</u></p> <p>（3） <u>療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付を受けている者及びその介護者又はそれらの者が所属する団体が本来の目的で使用するとき。</u></p> <p>（4） <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者又はそれらの者が所属する団体が本来の目的で使用するとき。</u></p> <p>（以下略）</p>	<p>（使用料の減免）</p> <p>第8条 教育委員会は次の各号のいずれかに該当するときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>（1） <u>公共団体及び公共的な団体が公用又は公益のために使用する</u> <u>とき。</u></p> <p>（2） <u>その他教育委員会が公益上必要と認めるとき。</u></p>

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則（案）（減免規定について）

改正後（規則）	改正前（条例）
<p>(使用料を減免する場合)</p> <p>第10条 条例第7条の規定に基づく使用料の免除をすることができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町が直接利用するとき。</p> <p>(2) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する町内の学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する町内の児童福祉施設が体育目的のために利用するとき。</u></p> <p>(3) <u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条の規定に基づく事業所を町内に持ち、町内で社会福祉事業を営む者が、町民に公益性のある事業のために利用するとき。</u></p> <p>(4) <u>前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。</u></p> <p>2 条例第7条の規定に基づく使用料の減額をすることができる場合は、次のとおりとし、使用料の2分の1の額を減額するものとする。</p> <p>(1) <u>本町の住民で生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により扶助を受けている者が利用するとき。</u></p> <p>(2) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者又はそれらの者が所属する団体が本来の目的で利用するとき。</u></p> <p>(3) <u>療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付を受けている者及びその介護者又はそれらの者が所属する団体が本来の目的で利用するとき。</u></p> <p>(4) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者又はそれらの者が所属する団体が本来の目的で利用するとき。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 前条第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には使用料を減免することができる。ただし、二宮町民運動場照明施設使用料については、第2号から第4号まで適用しない。</p> <p>(1) 町が直接利用するとき。</p> <p>(2) 町が共催して体育行事を行うために利用するとき。</p> <p>(3) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する、町内の町立学校、幼稚園及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する町内の児童福祉施設が体育目的のために利用するとき。</u></p> <p>(4) <u>前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により扶助を受けている者、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者又は都道府県知事等から療育手帳の交付を受けている者及びその介護者については、使用料の2分の1の額を減額するものとする。</u></p>

今回の条例改正の審査にあたり、改正の要点をまとめた資料を、補足資料として事前配布させていただきました。

社会教育施設・社会体育施設の条例改正の要点について

1 二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（議案第 3 号）から、二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例の一部を改正する条例（議案第 6 号）までの共通事項についてです。

①精神保健福祉手帳所持者を減免対象に加えるにあたり、上程した 4 条例について、本来、規則で定めるべき減免規定を条例で定めていたことから、今回の改正で、他の施設の減免規定と整合を図るため規則で定めるものです。改正内容を、2 ページ以降にある別紙の各条例施行規則（案）（減免規定について）に基づいて説明します。

まず、2 ページは、二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則（案）のうち、減免規定についての条文になります。

表の左側が改正後の規則で規定するもの、右側が現在、条例に規定されているものです。表の左側、第 12 条第 5 号及び第 6 号は、これまで条例において、身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者を併せて規定していたものを、今回、他の施設との整合をはかるため、分けて規定するものです。そして、同条第 7 号に、精神保健福祉手帳所持者も減免の対象に加えるものです。

3 ページは、二宮町生涯学習センター駐車場条例施行規則（案）です。

第 5 条第 5 号及び第 6 号は、生涯学習センターと同様に分けて規定するとともに、第 7 号に、精神保健福祉手帳所持者を減免対象に加えるものです。

次に 5 ページの、二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則（案）です。

表の右側、条例の第 7 条第 2 号については削除し、表の左側、規則の第 10 条第 1 項第 4 号に含めます。学校教育法に関することは、規則の第 1 項第 2 号に繰り上がり、第 3 号に社会福祉法に関することを追加します。条例の第 7 条第 4 号のただし書き以降に規定している、生活保護により扶助を受けている者、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者を、規則の第 10 条第 2 項第 1 号から第 3 号にそれぞれ、減免の要件ごとに区分し、第 4 号に精神障害者福祉手帳所持者を加えるものです。

4 ページにお戻りください。二宮町武道館条例施行規則（案）です。

武道館は、これまでの利用実態として、スポーツ団体の使用の他は、公用に限り使用されてきましたが、精神保健福祉手帳所持者の減免を加えるにあたり、他の施設との減免規定の整合を図ります。改正の内容は、5 ページの二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則（案）と同様とするものです。

1 ページ目にお戻りください。

2 二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例の一部を改正する条例（議案第 6 号）の、①利用団体の定義づけについてです。利用団体の定義は、これまで規則に定めていましたが、使用料に関する事項であることから、条例に明確に定めるため加えるものです。

議案資料 5 の 1 ページをお願いします。

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

第 3 条第 2 項では、利用団体登録は、10 人以上と規定するものです。同条第 3 項では、団体構成員の 10 人以上が町民である場合は、町内団体とし、該当しない場合は、町外団体と規定するもので

す。

②の使用料の見直しにつきましても、議案資料5に基づいて説明します。

1点目は町外使用料の設定です。

3ページをご覧ください。二宮町立体育館です。

専用利用について、備考の3で、町外団体の使用料を、町内団体の2倍と規定するものです。

なお、町と施設利用に関する協定を結んでいる自治体（小田原市、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、中井町）の住民が10人以上の団体の専用利用は、町内使用料と同額とします。

4ページをご覧ください。二宮町民運動場です。

専用利用について、備考の4で、町外団体の使用料を、町内団体の2倍と規定するものです。

なお、町と施設利用に関する協定を結んでいる自治体の住民の利用は、町内使用料と同額とします。

6ページをご覧ください。テニスコートです。

一般利用の、二宮町ラディアンテニスコート、二宮町緑が丘テニスコートについて、町外在住者の使用料を2倍と規定するものです。なお、町と施設利用に関する協定を結んでいる自治体の住民の利用は、町内使用料と同額とします。

使用料見直しの2点目、年間パスポートの廃止につきましても、議案資料5に基づき説明させていただきます。

3ページをご覧ください。二宮町立体育館です。

一般利用のトレーニングルームについて、年間パスポートを削るものです。

5 ページをご覧ください。二宮町民温水プールです。

一般利用のプール、大人の年間パスポート、と、子どもの年間パスポートを、それぞれ削るものです。

いずれも、年間パスポートについては、町民の利用促進のために販売を続けてまいりましたが、利用者が伸び悩み、限定されていることや、約半数が町外の利用者となっていることなどを踏まえ、廃止するものです。

説明は以上となります。